

空売り価格規制に係るトリガー抵触銘柄の公表について

2024年11月5日
株式会社東京証券取引所

1. 概要

平成25年11月5日（火）に施行されました、空売り規制の総合的な見直しにおいて、現在では一定の条件を満たした銘柄にのみ価格規制が適用されるという、トリガー型の価格規制体系を採用しています¹。

取引しようとしている銘柄に価格規制が適用有無の情報は、投資判断上、重要なものであると考えられることから、当取引所では、対象となる銘柄の価格規制の適用状態について、相場報道システム（FLEXデータ・フィード）を通じて、リアルタイムに周知しておりますが、併せて、市場関係者の利便性等を考慮し、当日にトリガーに抵触した銘柄の一覧情報について、EXCELファイル形式の単一のファイルとして、日々、当取引所のホームページに掲載しています。

2. トリガー抵触銘柄一覧の公表について

（1）価格規制体系について

当日の価格規制について、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「金商法施行令」という。）第26条の4第1項第1号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号。以下「取引規制府令」という。）第12条第5項に基づき、空売りに係る銘柄について、前日終値等を基礎として算出される基準価格から10%以上低い価格で約定が発生した場合（以下、「トリガーに抵触した場合」という。）は、価格規制を適用します。

また、価格規制の翌日適用の有無については、金商法施行令第26条の4第1項第2号及び取引規制府令第12条第7項に基づき、当日の当該銘柄の主たる市場におけるトリガー抵触状況に応じて決定します。すなわち、当日、当該銘柄の主たる市場においてトリガーに抵触した場合、その翌日は当該銘柄の取引が行われる全ての市場（私設取引システム（以下、「PTS」という。）を含む。）において、価格規制を終日適用します（各市場において、当日にトリガーに抵触していたかどうかは問いません。）。その一方で、当該銘柄の主たる市場においてトリガーに抵触しなかった場合、その翌日は当該銘柄の取引が行われる全ての市場（PTSを含む。）において、価格規制が適用されていない状態で取引を開始します（各市場において、当日にトリガーに抵触していたかどうかは問いません。）。

（2）公表方法について

上述（1）のように価格規制体系が見直される中、当取引所では、当日にトリガーに抵触した銘柄の一覧を取りまとめたうえで、EXCELファイル形式の単一のファイルとして、当日の午後5時00分を目途に、以下の当取引所のホームページに掲載しております²。

¹ 空売り規制の総合的な見直しの詳細につきましては、金融庁のホームページ（<http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20130821-3.html>）をご参照ください。

空売り価格規制トリガー抵触銘柄に関する情報
<https://www.jpx.co.jp/markets/equities/ss-reg/index.html> (日本語ページ)
<https://www.jpx.co.jp/english/markets/equities/ss-reg/index.html> (英語ページ)

(3) 公表フォーマットに記載される情報について

空売り価格規制トリガー抵触銘柄一覧 List of Triggered Stocks for Short Selling Price Test			
※ 下表における「トリガー抵触時刻」は、東京証券取引所の市場における抵触時刻を示しております。 Note: "Triggered Time" indicated below shows a triggered time in the Tokyo Stock Exchange's market.			
取引年月日 Date of Trading	①		
銘柄コード Code of Stock	銘柄名 (日本語/英語) Name of Stock (Japanese / English)	トリガー抵触時刻 Triggered Time	主たる市場 (日本語/英語) Primary Listing Market (Japanese / English)
②	③	④	⑤

①取引年月日 (Date of Trading)

当該ファイルに記載される情報の取引年月日を記載します。

②銘柄コード (Code of Stock)

当日にトリガーに抵触した銘柄の銘柄コードを記載します。

③銘柄名 (Name of Stock)

当日にトリガーに抵触した銘柄の銘柄名を記載します。日本語の銘柄名及び英語の銘柄名を併記します。

④トリガー抵触時刻 (Triggered Time)

当日にトリガーに抵触した銘柄の、当取引所の市場におけるトリガー抵触時刻が秒単位で記載します。例えば、当取引所に上場する銘柄について、当取引所の市場で午後1時14分31秒台にトリガーに抵触した場合、「13:14:31」と記載します。

なお、当該トリガー抵触時刻は、「前日終値等を基礎として算出した基準価格から10%以上低い価格で、当日最初に約定した時刻」を記載し、必ずしも当日中に価格規制が適用開始となった時刻を意味するものではありません。例えば、当取引所が主たる市場である銘柄に関し、前日にトリガーに抵触し当日は終日価格規制を適用した状態であったとしても、当日に再びトリガーに抵触した場合（前日終値等を基礎として算出される基準価格から10%以上低い価格での約定があった場合）には、そのトリガー抵触時刻を記載します。

また、当該一覧に記載された銘柄であったとしても、必ずしもその翌日に価格規制が終日適用

されることを意味するものではありません。価格規制の翌日適用の有無については、対象となる銘柄の主たる市場において、当日にトリガーに抵触していたかどうかによって決定されるため、当該一覧にトリガー抵触時刻が記載された銘柄であったとしても、その主たる市場が当取引所以外の銘柄については、当該銘柄の主たる市場における当日のトリガー抵触状況を確認する必要があります。

⑤主たる市場 (Primary Listing Market)

当日にトリガーに抵触した銘柄の主たる市場を記載します。日本語の主たる市場及び英語の主たる市場を併記します。なお、主たる市場については、市場名ではなく取引所名を略記した形で記載します。すなわち、当取引所が開設する市場であれば「東京」及び「T o k y o」と、名証が開設する市場であれば「名古屋」及び「N a g o y a」と、福証が開設する市場であれば「福岡」及び「F u k u o k a」と、札証が開設する市場であれば「札幌」及び「S a p p o r o」と、日英それぞれを記載します。

(4) ファイルの公表に当たっての留意事項

- ✓ トリガー抵触銘柄一覧の公表については、実施日以降のもののみを対象とし、過去に遡及しての取り纏め及びその公表は行いません。
- ✓ トリガー抵触銘柄一覧の取り纏めの対象となる銘柄は、当取引所に上場している銘柄（単独上場銘柄及び重複上場銘柄）とします。

以 上